

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、E・Jグループの持株会社として、「地球環境にやさしい優れた技術と判断力で真に豊かな社会創りに貢献」というグループ理念のもとで、グループ全体の企業価値の向上並びに株主に対する経営の透明性を高めるために必要なコーポレート・ガバナンスの実践を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。

この考えのもと、当社グループにおいては、経営の透明・公正かつ迅速な意思決定及び業務執行並びにその監督を確実に実施すべく、持株会社である当社に経営の意思決定及び監督機能を持たせ、各事業会社に業務執行機能を分離することで、経営の質的向上を図り、急激な経営環境の変化に対して迅速な意思決定を行うこととしております。

顧客、株主、地域社会、社員等すべてのステークスホルダーから、今後とも当社経営に対するより高い信頼と評価を確保するために、「コンプライアンス・プログラム」を制定し、E・Jグループの全役職員が、関係法令や企業倫理の遵守を通して社会的責任を果たすことができる体制を構築、整備し、不祥事の発生防止に努めてまいります。また、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、平成28年8月30日の当社定時株主総会において、社外取締役を1名追加し、2名を選任しました。取締役会等において独立的かつ客観的・専門的観点から意見を発言することで、より実効性の高い経営の監督を行っています。

経営のチェック機能として、監査役3名のうち、2名を社外監査役とする監査役設置会社の形態を採用し、客観的かつ取締役会から独立した立場で取締役の業務執行を監視する体制としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社は、株主総会の議決権の電子行使や招集通知の英訳は、海外投資家比率が1%未満と少なく、権利行使の対象となる株主数も少ないことから、効果に対する費用の多寡その他を勘案し実施していません。今後、海外投資家比率及び株主数の増加状況等を勘案し、上記の実施を検討します。

【補充原則3-1-2】

当社は、海外投資家比率が1%未満と少なく、英語版による会社情報の開示・提供を実施していません。今後、海外投資家比率及び株主数の増加状況等を勘案し、上記の実施を検討します。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、グループ経営会議等によるグループ各社からの提案や課題を審議・検討し、各社の経営戦略等の実施において、その意思決定が迅速かつ適切に行うことができる体制を整備するなど、グループ全体の適切なリスクテイクを支える環境を整備します。

取締役の報酬については、その業績や経営状況を加味して定めています。(その決定方針と手続について原則3-1(3)を参照) 今後、企業業績に対する経営責任の明確化並びに株価変動リスクを株主と共有することで、業績や株価に対する役員の意識を一層高めるため、インセンティブの一つとして中長期的な業績に連動する報酬制度の導入を検討します。

【補充原則4-2-1】

取締役の報酬については、その業績や経営状況を加味して定めています。(原則3-1(3)を参照) 今後、取締役の報酬制度として、中長期的な業績と連動する報酬の割合や現金報酬と自社株報酬との割合の適切な設定を検討します。

【補充原則4-11-3】

取締役会は、各取締役の担当部門の自己評価等を参考に、当該年次の経営実績や利益計画等の実施状況に基づき、取締役会全体の実効性について分析・評価し、その結果の概要の開示を検討します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社が政策保有株式を保有する場合には、(1)業務提携、取引の維持・強化及び株式の安定等の保有目的の合理性、(2)その連結貸借対照表計上額が総資産の一定割合以下などの条件を全て満たすことを基本方針とします。また、政策保有株式の取得や処分は、当社の成長に必要なかどうか、他に有効な資金活用はないかなどの観点で担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じ、取締役会に諮るものとします。

当社が政策保有株式に係る議決権を行使する場合には、その議案が当社の保有方針に適合するかに加え、発行会社の効率性の向上と健全な経営に役立ち、発行会社については当社の企業価値向上を期待できるかなどを判断基準とし、総合的に判断します。

【原則1-7 関係当事者間の取引】

当社は、取締役や関連当事者等との利益相反取引を行う場合は、取締役会の審議を経て決定しています。(決定後の当該取引の報告を含む) また、関係当事者等との取引では、社内の決裁手続(稟議決裁)に基づき、担当部署にて、株主共同の利益を害することのないよう、あらかじめ利益相反の有無について確認しています。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社は、以下の事項について、積極的な情報発信を行います。

(1) 経営理念・経営戦略・経営計画

グループ経営理念を定め、経営戦略、中期経営計画(3か年計画)を策定し、当社ウェブサイト等に掲載するとともに、投資家等へのIR活動等において説明しています。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、E・Jグループの持株会社として、「地球環境にやさしい優れた技術と判断力で真に豊かな社会創りに貢献」というグループ理念のもとで、グループ全体の企業価値の向上並びに株主に対する経営の透明性を高めるために必要なコーポレート・ガバナンスの実践を経営の最重要課題

の一つとして位置づけております。

この考えのもと、当社グループにおいては、経営の透明・公正かつ迅速な意思決定及び業務執行並びにその監督を確実に実施すべく、持株会社である当社に経営の意思決定及び監督機能を持たせ、各事業会社に業務執行機能を分離することで、経営の質的向上を図り、急激な経営環境の変化に対して迅速な意思決定を行うこととしています。

(3)取締役報酬の決定方針と手続

取締役報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲において、取締役会決議により代表取締役及各取締役の報酬額の一任が決議され、代表取締役は社内規程に基づき、各取締役の役割と責任に応じた報酬体系に準じて定めています。

(4)役員人事の指名等の方針と手続

当社は、取締役会全体としての見識・経験・経営能力のバランス、多様性と適正規模を勘案し、取締役・監査役の選任等の方針と手続を次のとおりとします。

取締役会は、取締役・監査役の全員について、いずれも、優れた人格・見識と高い経営能力を有し、的確に経営に関する業務執行と判断を行うことのできる者の中から次の基準を満たす者を選任・指名しています。

ア. 代表取締役については、当社を含むグループ全般的経営状況や業界の市場や環境等の動向に精通し、高度な経営判断や大所高所の観点から適確に業務執行する能力を有すること

イ. 担当取締役については、業務分担に応じた専門能力(知識、経験等)を有し適確に業務を遂行できる能力を有するとともに、グループ会社への適切な指導能力を有すること

ウ. 独立社外取締役については、当社の独立性等判断基準(原則4-9を参照)を満たし、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るために、適切な助言能力を有すること

エ. 常勤監査役については、当社及びグループ各社における十分な情報収集能力と適法性を確保するための監視能力を有すること

オ. 独立社外監査役については、当社の独立性等判断基準(原則4-9を参照)を満たし、適法性を確保するための監視能力を有すること

(5)個々の候補者の指名等についての説明

上記(4)及び具体的な状況に応じて、取締役会は個々の候補者を選任し、あるいは指名した上で、株主総会に選任議案を上程します。

【補充原則4-1-1】

取締役会は、法令・定款、取締役会規則並びにその付議事項・取扱細則に基づき、重要な業務執行事項を決議しますが、その一部を取締役に委任することがあります。

上記の委任に際しては、取締役の業務執行に対する職務権限範囲や責務について、社内規程である職務権限規程、組織・業務分掌規程及び稟議決裁規程に基づき、その担当部門と役職を明確に定めています。

【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役の業務執行に対する監督・監査並びに中立・公正な助言が重要であることを十分に認識し、一般株主と利益相反のおそれがない独立性の高い社外取締役を2名選任しています。当該社外取締役は、原則全ての取締役会に出席し、取締役会における適正な監督を行っています。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性等判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役(独立社外監査役を含む)になる者について、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、次の独立性等判断基準を適用します。

(独立性等判断基準)

当社は、次の(1)～(4)のいずれにも該当しないと判断される場合に独立性を有するものとしています。なお、社外取締役及び社外監査役を含む取締役・監査役が兼任する会社の数は(5)によるものとしています。

(1)当社の主要な取引先又はその業務執行者

(2)当社から役員報酬以外で、法律、会計又は税務等の専門家として、過去3事業年度のいずれかで1,000万円を超える財産を受けている者、また、その財産を受けている者が法人、組合等の団体である場合はその団体に所属する者

(3)当社からの過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付を受けた者又は寄付を受けた団体の理事及びその他の業務執行者

(4)2親等以内の親族が、上記(1)～(3)又は当社若しくは当社子会社の業務執行者として在職している場合、又は過去5年間に在籍していた場合

(5)他の上場会社の取締役及び監査役の兼任は、当社のほかに4社以内とする。

【補充原則4-11-1】

原則3-1(4)を参照下さい。

【補充原則4-11-2】

当社の役員が他の上場会社の役員を兼任する場合は、取締役会規則の規定に基づき、取締役会において承認するものとしています。兼任の状況については、定時株主総会の事業報告及び有価証券報告書にて開示しています。当該兼任の制限数は、原則4-9(5)を参照下さい。

【補充原則4-14-2】

社内取締役及び常勤監査役については、必要に応じ、職務遂行に必要な情報等の提供を行うとともに、各種の外部セミナー等への参加推奨を行っています。

また、社外取締役及び社外監査役については、随時、当社の業務・財務・組織などの会社情報やその他職務遂行に必要な情報等の提供と説明を行っています。

なお、取締役及び監査役が参加する外部の研修・セミナー等の費用は、社内規程に基づき当社にて負担しています。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

取締役会は、株主との建設的な対話(IR等)を促進するための体制整備・取組みに対する方針を以下のとおり定めています。

(1)IR担当取締役

社内規程で管理本部担当取締役がIR等の統括責任者となります。(株主との面談を含む)

(2)IR担当者

上記取締役は、必要に応じ、IR等の補助に必要な社内担当者(IR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等)に指示等を行い連携を図ります。

(3)IR活動(個人投資家説明会、IR活動等)

IR活動(個人投資家説明会、IR活動等)の実施状況(予定を含む)は、当社ウェブサイトを参照下さい。(URL: <http://www.ej-hds.co.jp/>)

(4)取締役会に対するフィードバック

株主等の意見等は、随時、取締役会に報告します。

(5)インサイダー情報管理

会社情報の取扱いについては、インサイダー情報がある場合は内部者取引防止規程に基づき、適正に管理しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社八雲	1,931,200	26.59
E・Jホールディングス株式会社	1,521,080	20.94
E・Jホールディングス社員持株会	392,220	5.38
小谷裕司	259,900	3.58
小谷敏幸	118,500	1.63
小谷満俊	90,100	1.24
三井住友信託銀行株式会社	79,000	1.08
小谷浩治	78,000	1.07
山陰合同銀行	78,000	1.07
日本生命相互会社	72,100	0.99

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 5 月

業種 サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

■「大株主の状況について」

筆頭株主である株式会社八雲は、当社代表取締役及びその近親者が100%の議決権を有する会社であり、同社が保有する当社株式につきましては、長期間保有を目的としております。なお、同社の取締役1名が当社の取締役を兼務しております。しかしながら、同社と当社の間には取引関係はなく、また、当社の意思決定機関である取締役会には独立性・中立性を持った社外取締役及び社外監査役がすべて出席していることから、一定の独立性は確保されているものと考えております。

■支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針について

上記のとおり、支配株主との取引等は行なっておりませんが、取引等が発生する場合は他の企業と同様の基準を設定し、当社経営の独立性を確保してまいります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 7 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 7 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 更新 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
阪田 憲次	学者											
二宮 幸一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阪田 憲次	○	——	同氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、また、土木工学分野に精通し、その豊富な経験と知識は当社グループが属する建設コンサルタント事業に有益な助言とコーポレート・ガバナンス強化が図れると判断したものです。
二宮 幸一	○	——	同氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、また、長年にわたり証券・金融業界に関わられておられ、その豊富な経験と高い見識は当社グループの資本政策等に関する有益な助言やコーポレートガバナンスにおいても強化が図れるものと判断したものです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する なし

任意の委員会の有無

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の監査に同行し監査を実施するとともに、定期的に会計監査人と情報交換を行います。また、四半期決算ごとに会計監査人から監査の方法と結果について説明を受けております。

なお、会計監査人の情報につきましては次のとおりであります。

1. 会計監査人の氏名又は名称
有限責任 あずさ監査法人
2. 会計監査人の報酬等の額(平成27年5月期)
グループ全体 38百万円

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松原治郎	公認会計士													
佐々木秀一	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松原治郎	○	——	同氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、また、公認会計士の資格を有し、法務、財務、会計に関する知識のもと、専門的かつ客観的観点から有益な助言とコーポレートガバナンス強化が図れると判断したものです。
佐々木秀一	○	——	同氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、また、弁護士及び公認会計士の資格を有し、法務、財務・会計に関する知識のも

			と、専門的かつ客観的観点から有益な助言とコーポレートガバナンス強化が図れると判断したものです。
--	--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新 4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員として、社外取締役阪田憲次氏及び社外取締役二宮幸一氏並びに、社外監査役松原治郎氏及び社外監査役佐々木秀一氏を指定しております。4名は、当社との間に特別な利害関係を一切有しておらず、その専門的かつ客観的観点から有益な助言とコーポレート・ガバナンス強化が図れると判断するとともに、グループ全体の観点から企業行動規範の違反に関し、適切な監査・監督に資するものと判断しております。

当社の定める独立役員の独立性等判断基準については、【原則4-9】を参照下さい。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与については、【原則4-2】を参照下さい。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の役員報酬限度額は、平成21年8月26日開催の定時株主総会にて承認され、総額2億円以内となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬の額又はその算定方法の決定方針については、【原則3-1】(3)を参照下さい。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポート体制につきましては、補助使用人を定め、会議開催の通知並びに会議資料の事前配布等を行うことにより情報の相互伝達の適正化を図り、会議等の円滑な運営を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・取締役会
取締役会は、社外取締役2名を含む7名で構成され、取締役会規則に定められた事項等について審議し、決議いたします。取締役会には、社外監査役2名を含む監査役3名も出席し、取締役の職務執行を監査いたします。
- ・監査役会
監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されております。
各監査役は、重要な意思決定の過程を把握するため、取締役会等重要な会議に出席するとともに、業務執行状況を管理・監督するために、グループ各社の営業・生産・管理の各部門を調査し、重要書類の閲覧等をいたします。
また、情報の共有化を図るため、定期的に監査役会を開催するとともに、会計監査人との定期的な意見交換を行っております。
- ・グループ経営会議
当社及び関係会社の取締役並びに幹部職員等で構成されるグループ経営会議を年6回程度開催し、E・Jグループの経営の基本方針、全体的執行方針あるいは経営に関する重要事項を審議し、あわせてグループ各社の意思疎通を図り、全体的統制を図ってまいります。
- ・内部監査

代表取締役の直轄組織である監査部を設置しており、内部統制システムを基本にして業務活動の規律遵守及び適法性について、監査役及び会計監査人と相互に連絡のうえ、内部統制評価並びに業務監査を実施し、監査結果について適時に代表取締役へ報告しております。

・会計監査及び内部統制監査

会計監査及び内部統制監査につきましては、あずさ監査法人と監査契約を締結し、公正不偏な立場から監査を受けております。

なお、監査業務に係る同監査法人の構成は、指定社員2名、指定社員以外の主な従事者10名以上であります。

・役員人事の指名等の方針と手続については、【原則3-1】(4)を参照下さい。また、取締役報酬の決定方針と手続については、【原則3-1】(3)を参照下さい。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、E・Jグループの持株会社として、グループ全体の企業価値の向上並びに株主に対する経営の透明性を高めるために必要なコーポレート・ガバナンスの実践を経営の最重要課題の一つとして位置付けております。

この考えのもと、当社では、経営の透明・公正かつ迅速な意思決定及び業務執行並びにその監督を確実に実施すべく、持株会社に経営の意思決定及び監督機能を持たせ、事業会社に業務執行機能を分離することで、経営の質的向上を図り、急激な経営環境の変化に対して迅速な意思決定を行うことを目的としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の招集通知につきましては、法定期日前日に発送してまいります。
その他	年一回株主総会終了後にビジネスレポートを作成し各株主の方へ配布しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、年2回程度開催を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、年2回程度開催してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信(四半期開示含む)及び決算短信以外の適時開示資料並びに事業報告書につきましては、ホームページ(http://www.ej-hds.co.jp)において掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 管理本部、IR担当役員 取締役管理本部長 浜野 正則	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施	子会社のエイト日本技術開発において、人と自然環境との豊かな未来を創造する研究者育成を目的とした「財団法人八雲環境科学振興財団」を平成10年7月に設立し、環境科学に関する調査研究の推進や創造性豊かな研究者の養成を支援する社会貢献活動を行っており、グループ全体としてその活動を支援してまいります。
------------------	--

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社がこれからも、より高い信頼と評価を獲得し、顧客、株主、地域社会、社員等すべてのステークホルダーから支持され続けるため、取締役会において次のとおり業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を決議しております。

1. 当社及びグループ企業（以下、グループ企業等という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループ企業等の役職員が職務遂行にあたり、法令及び定款を遵守するとともに、E・Jグループ中期経営計画等に掲げる企業理念・経営方針へののっとり、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、グループ企業等の横断的な内部統制の充実と監視体制の整備を図る。
 - ・ コンプライアンス・プログラムやその他社内規程、並びに関係する法令の役職員への周知徹底を推進する。
 - ・ コンプライアンス担当部署を明確にするとともに、役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合、速やかかつ適切に指摘できる内部通報手続制度等の対応体制の整備を図る。
 - ・ 適切な業務運営体制を確保すべく、代表取締役直轄の「監査部」が内部監査規程等に基づく内部監査を定期的実施・報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、漏洩等のないよう万全を期すとともに、必要に応じて執行状況等の確認・検証等が適切かつ迅速に実施できる体制整備を図る。
 - ・ 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規程に従い、保存・管理する。
 - ・ 取締役及び監査役が、常にこれらの情報を閲覧できる体制を整備する。
 - ・ 重要な情報の開示については、法令及び社内規程に従い適正に行う。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理（以下、リスク管理という）に関しては、適切かつ迅速に対応できる体制の整備を図る。
 - ・ 代表取締役は、リスクの種類ごとに担当取締役を定め、グループ企業等の適切な管理・情報伝達の体制を整備する。
 - ・ 取締役は、損失の危機を予防・回避するため、必要に応じて規程、ガイドライン、マニュアル等の整備をするとともに、グループ企業等への周知・徹底を図る。
 - ・ リスクが顕在化し、重大な損害等の発生が予測される場合は、担当取締役を責任者とする迅速かつ的確な情報コントロールと対応体制を整備する。
 - ・ 監査部門の内部監査規程に基づく、グループ企業等を含む定期的な内部監査体制を整備し、グループ企業等内における問題点・課題等の把握に努める。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の整備を図る。
 - ・ 中期経営計画、年度予算制度に基づきグループ予算を策定するとともに、連結ベースでの業績管理を行う。
 - ・ 社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、職務の執行を行う。
 - ・ グループ企業等の業績状況の収集・提供体制を確保し、取締役並びに取締役会が迅速かつ適切な意思決定並びに業務執行が可能な体制を整備する。

5. 当社、その親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ企業等の役職員が職務遂行にあたり、統一的かつ横断的なコンプライアンスの実践と監視を図るための体制を整備する。
 - ・ グループ企業等の各種計画・方針等の実践において意思統一を図るため、情報連絡体制を充実させるとともに、その周知徹底を図る。
 - ・ グループ企業等に影響を及ぼす重要な事項については、グループ経営会議等の緊急招集を含め、迅速かつ適切な情報連絡と対応体制の整備を図る。
 - ・ グループ企業等の代表者及び取締役が参加する経営会議を定期的に開催し、経営上重要な事項の検討や職務の執行に係る事項等で意思疎通を図り、グループ企業等の連携した迅速かつ適切な意思決定並びに業務執行が可能な体制を整備する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人（以下、当該使用人という）に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 当社の監査役は、必要に応じ監査部所属の職員を監査役の職務補助として従事させることができる。
 - ・ 当該使用人は、その職務の遂行に関して取締役の指揮・命令を受けないものとする。
 - ・ 当該使用人が兼務する場合は、監査役から指示された職務の遂行を優先し従事しなければならない。

7. グループ企業等の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・ グループ企業等の取締役及び使用人は、当社の監査役に対し、法令、定款その他の社内規程に定められた事項に加え、下記事項を報告する。
 - ・ 会社に著しい損害及び重大な影響を及ぼす事項の発生する恐れがある場合、あるいは発生した場合。
 - ・ 企業倫理に関する苦情・相談に対する通報の状況。
 - ・ グループ経営会議に付議・報告された事項。
 - ・ その他監査役会が職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項。
 - ・ グループ企業等の取締役及び使用人は、当社の監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - ・ 当社の監査役により上記報告及び情報提供を行ったグループ企業等の者が、当該報告等したことを理由に不利益な取扱いを受けないよう、内部通報規定を遵守するとともに、グループ企業へ遵守の徹底を図る。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 当社の監査役が職務の遂行について、当社に対し前払い又は償還等の請求をなした場合、当該請求が監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
 - ・ 当社は、毎年、監査役会承認の監査計画に基づき、監査役の職務の遂行に生じる費用等の予算を設ける。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役会等重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、必要に応じての取締役及び使用人の説明を求める体制を整備する。
 - ・ 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努め、円滑な職務の遂行体制を整備する。
 - ・ 監査役と代表取締役、監査役と監査部、監査役と会計監査人の定期的な報告会を開催する。
 - ・ 監査役と監査部と会計監査人の合同による定期的な情報・意見交換会を開催する。
 - ・ グループ企業の監査役及び当社監査役との合同の情報・意見交換会を定期的開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

E・Jグループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会勢力や団体からの不当要求等に対しては毅然とした態度で対処し排除すると共に、それらとの一切の関係を遮断するものです。

そのため、「コンプライアンス・プログラム」等を策定・公表し、E・Jグループの反社会的勢力等に対する姿勢を社内外に周知しております。また、「反社会的勢力排除に関する基準」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を策定するとともに、常に警察等関係行政機関や顧問弁護士、地域の企業防衛協議会等との緊密な連携や情報交換を図り、適切かつ迅速に対応できる体制を整備しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項